

多摩川緑地バーベキュー広場指定管理者募集要項

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課

川崎市多摩川緑地バーベキュー広場指定管理者募集要項

1 募集の目的

多摩川河川敷は、身近な自然的空間であり、スポーツやレジャー、市民の憩いの場として多くの方々に利用されており、多摩川緑地バーベキュー広場もたくさんの市民が訪れる施設のひとつとなっています。

バーベキュー広場が開設される前は、二子橋周辺の多摩川河川敷では、一部のマナーの悪い利用者によるごみの投棄や排泄行為、音響機器を持ち込むことによる騒音、深夜の花火などの迷惑行為が散見され、大量に発生するごみ処理費用を市費により負担していました。

そこで川崎市は、平成23年4月、バーベキューに伴う迷惑行為の低減と市費負担の軽減のため「多摩川緑地バーベキュー広場」を開設し、バーベキュー利用のルールを設けるとともに利用者から使用料を徴収し、ごみ処理費用や管理運営費用に充てる取組を開始しました。

平成24年4月からは指定管理者制度を導入し、民間事業者の視点を取り入れることで、さらに効果的、効率的な管理運営を推進してきました。

バーベキュー広場については、引き続き迷惑行為の軽減と市費負担の低減に取り組むとともに、利用者のニーズを把握し、幅広い年代に一層利用が広がり、多摩川の魅力向上につながる施設運営や事業展開が、指定管理者の創意工夫により図られることを期待して、管理運営に係る提案を広く募集するものです。

2 これまでの経緯

平成8年頃～	二子橋周辺多摩川河川敷で、バーベキュー利用に伴うごみの処理等の問題が顕在化。
平成16年度～	国土交通省（河川管理者）等の関係機関で構成する「バーベキュー対策会議」を設置。
平成22年9月	バーベキュー利用の社会実験を実施。
平成23年1月	「多摩川河川敷バーベキュー適正利用計画」を策定。
4月	多摩川緑地バーベキュー広場開設
平成24年4月1日～ 平成29年3月31日	指定管理者制度導入（第1期指定管理期間）
平成29年4月1日～ 令和4年3月31日	第2期指定管理期間
令和元年10月11日 ～令和2年3月31日	令和元年東日本台風の影響による閉場
令和2年4月1日～ 7月12日	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による閉場
令和3年4月29日～ 11月5日	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による閉場
令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	第3期指定管理期間

3 施設における基本的運営方針

- （1）都市公園内の施設としての責務を認識し、質の高いサービスを市民に平等に提供できるよう管理運営を行うこと。
- （2）利用者が安全かつ快適に利用できるよう適正な施設管理を行うこと。
- （3）個人情報の保護を徹底すること。
- （4）施設管理経費の削減等、効率化に努めること。
- （5）安定した施設の管理運営を行うこと。
- （6）河川敷利用者と良好な関係を維持するとともに、常に利用者の要望把握に努め、適切に管理運営業務に反映すること。

(7) 現行法令を遵守し、管理運営を行うこと。

4 施設の概要

(1) 名 称

多摩川緑地バーベキュー広場

(2) 所在地

川崎市高津区瀬田地内

(3) 設置条例

川崎市都市公園条例（昭和32年3月29日 条例第6号）

(4) 敷地面積

約4ヘクタール（広場面積：約34,000㎡、ごみ置き場他：約6,000㎡）

(5) 設備等

ネット（誘導柵）、管理小屋、トイレ（水洗）、洗い場

その他必要なものについては、指定管理者が用意してください。

(6) 供用時間

ア 4月1日から9月30日までは午前9時から午後6時まで

イ 10月1日から翌年の3月31日までは午前9時から午後4時まで

(7) 休場日

12月29日から翌年の1月4日までの日

市長は必要に応じ、上記供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。指定管理者は必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、供用期間、供用時間及び休場日を変更することができるが、管理施設の設置目的や近隣住民への影響へ配慮すること。

なお、本施設は多摩川河川敷に設置された施設であることから、河川の増水等の自然災害や、その他、川崎市制記念花火大会など市長が必要と認める場合は使用できないことがある。また、熱中症特別警戒アラート発生時など利用者が安全に施設を利用することができない場合についても閉場等を行うものとする。

(8) 現在の供用時間等

	従 来	現 在
供用時間	(6) のとおり	通年、午前10時から午後4時まで
利用方法	利用当日に現地受付（人数制限なし）	・利用日前日までにHPから事前予約
休場日	(7) のとおり	・毎月第3金曜日 ・12月1日～2月28日の平日（場内を一般開放。ただし、バーベキュー利用は禁止） ・12月29日から1月4日までの日

5 指定予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

6 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次の業務を行うものとします。業務の詳細については、「業務仕様書」に定めます。

(1) 利用の禁止又は制限に関する業務

(2) 利用の承認に関する業務

(3) 利用料金の収受に関する業務

(4) 利用料金の返還に関する業務

- (5) 利用料金の減免に関する業務
- (6) 監督処分に関する業務
- (7) 施設の運営に関する業務
- (8) 施設等の維持管理に関する業務
- (9) 施設周辺等警備に関する業務
- (10) 環境向上に関する業務
- (11) 地域還元等に関する業務
- (12) 多摩川の増水等による緊急時の対応に関する業務
- (13) 提案事業
- (14) その他施設の管理運営のために必要な業務

7 地域還元に関する取組について

指定管理者は、事業によって得た利益の中から地域還元に係る取組を行うこととします。取組の内容は、地域イベントへの協力、河川敷の利用環境向上に資する施設の寄贈、多摩川で活動する市民団体の支援、施設外迷惑行為の低減等が考えられますが、地域で必要とされる取組を把握した上で実施してください。また、利益の多寡に応じて取組に振り向ける金額を勘案してください。

8 提案事業について

指定管理者は、バーベキュー利用に伴う迷惑行為の低減や利用者サービスの向上等を目的として提案事業を実施することができます。提案事業の企画にあたっては、施設本来の設置目的・機能を損なわないように注意し、原則として年度ごとに提出する事業計画書に概要を記載し、川崎市と協議の上実施するものとします。

9 指定管理業務に係る経費

本事業では利用料金制を採用します。利用者が支払う利用料金は、指定管理者の収入とします。指定管理者は、利用料金その他提案事業による収入により、管理運営業務を行うこととします。

なお、キャッシュレス決済の導入については、提案事項としますので、積極的に提案してください。

指定管理料の上限額は次のとおりとします。

令和 9年度 5, 080千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和10年度 7, 778千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和11年度 10, 586千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和12年度 13, 510千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和13年度 16, 554千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

指定管理料は、応募時の提案額に基づき、本市予算の範囲内で、市と指定管理者が協議して決定します。支払時期や額、支払方法は、年度ごとに協定で定めます。

(1) 利用料金

利用料金の額は、市が条例で規定する利用料金を上限として、市の承認を得て指定管理者が定めることになります。

(2) 提案事業による収入

提案事業による収入は、指定管理者の収入とします。

(3) 管理運営費用

指定管理者が負担する管理運営費用には、指定管理業務に伴う人件費、光熱水費（上下水道料を除く）、草刈費、施設の修繕費、指定管理者が整備しなければならない備品費、保険料、警備業務・清掃業務等を外部委託した場合の委託費、その他経費が含まれます。ただし、管理運営上必要な光熱水費のうちの上下水道

料及びし尿の汲取費用については市の負担とします。

(4) その他

指定管理業務を市が示した基準どおりに実施する中で、利用料金収入の増加、コストの削減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金は、原則として指定管理者のものとします。逆に、利用料金収入などが減少した場合でも、原則として補填は行いませんが、大型台風や新型コロナウイルス等の感染症拡大等、不可抗力に伴い施設の継続的運営が極めて困難となった場合には、損失補償について協議を行う場合があります。

熱中症特別警戒アラート又は熱中症警戒アラート発令時等に伴う熱中症予防を理由とした利用予約のキャンセルが発生した場合は、利用料金等を徴収しないものとします。

10 指定管理業務に関する留意事項

(1) 個人情報の保護

指定管理者は、「個人情報の保護に関する法律（平成17年4月1日施行）」の施行に伴い、業務を行うにあたって個人情報の取り扱いに十分留意し、情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために、施設従事者等に対して研修を行う等必要な措置を講じてください。なお、個人情報の漏洩等の行為には、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）に基づく罰則が適用されます。

(2) 情報の公開

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり作成、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものについては、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）に基づき、適正な情報公開に努めるものとします。

(3) 環境への配慮

指定管理者は、次のような環境に配慮した指定管理業務の実施に努めるものとします。

ア 環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、また、廃棄にあたっては資源の有効活用や適正処理を図ること。

イ 除草剤等は使用しないこと。

ウ 廃棄物等については、施設から発生する廃棄物の量を削減するとともに、処理業者による適切な処理のみならず、適切な分別や回収ルートを構築するなど可能な限り資源化していく取組を推進すること。

エ その他、市が推進する関連施策等に協力すること。

(4) 事故等への対応

ア 指定管理者は、施設において事故等（不測の事態を含む）が発生した場合に備えて、あらかじめ事故対応マニュアルを作成するとともに、事故等発生時には直ちにその旨を市へ報告するものとします。

イ 事故等発生に伴う対外的な発表・広報・対応については市と協議しながら行うものとします。

ウ 指定管理者の責に帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償するものとします。

エ 原則として、指定管理者に帰責性がある場合の第三者への賠償に備えるため、指定管理者において、必要な損害賠償責任保険に加入してください。

(5) 自然災害・感染症等への対応

ア 台風や突発的な集中豪雨の発生により河川の水位上昇が見込まれるとき、指定管理者は市へ施設及び周辺の河川敷の現況について通報連絡を行うとともに、市の指示に従い必要に応じて次の処置を執ってください。

- ・バーベキュー広場及び禁止区域の河川敷利用者に対する避難勧告
- ・逃げ遅れた人の有無の確認
- ・バーベキュー広場内設備の河川敷外への撤去

イ 地震の発生などにより堤防や河川敷内の工作物等が破損した場合は、直ちに市への通報を行うとともに、市の指示に従うこととします。

ウ 熱中症特別警戒アラート発生時など利用者が安全に施設を利用することができない場合については、閉場等を行うなど必要な処置を執ってください。

(6) 災害時の施設使用

災害時等において、市が緊急に市民の生命・身体・財産を保護するために、本施設を使用する必要がある時は、市の指示により管理を行うものとします。

(7) 緊急時等の対応体制の確保

災害や事故等、緊急の事態が生じた場合には、速やかに警察・消防等の関係機関及び市に通報連絡を行うとともに、事態に適した対応を迅速かつ正確に行うことができるような体制を確保することとします。

(8) 市税等

指定管理者制度により市の施設を運営する場合であっても、会社等の法人にかかる市民税、事業者が行う事業に係る事業所税等について、課税の対象となる場合があります。詳しくは、財政局かわさき市税事務所法人課税課へお問合せください。

なお、指定管理者は、利用料金を収受する場合、適格請求書等保存方式へ対応することとし、適格請求書発行事業者として登録されていることを必要とします。

なお、国税については税務署、県税については県税事務所にお問合せください。

(9) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。また、指定期間終了後も同様とします。

(10) 関係法令の遵守

指定管理業務にあたっては、次の関連する法令等を遵守することとします。

ア 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則

イ 河川法、河川法施行令、河川法施行規則

ウ 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規

エ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

オ 川崎市都市公園条例、川崎市都市公園条例施行規則

カ 川崎市個人情報保護条例

キ 川崎市情報公開条例

ク 公園及び公園施設に関して市が定める要綱・要領等

ケ その他関係法令

※ 特に河川敷内は河川法上の制約により、河川管理者である国土交通省の許可無く工作物の設置や撤去ができませんので注意してください。

(11) 市による改善勧告等

事業報告書の検査等により、指定管理者が業務の基準を満たしていないことが明らかな場合には、市は指定管理者に対して業務の改善勧告、必要な場合には業務の停止、指定の取消しを行うものとします。

(12) 作業報酬の支払いについての規定

指定管理業務は、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）に規定された「特定業務委託契約」の対象となることから、市と指定管理者が締結する協定書には、作業報酬に関する規定を設けるものとします。なお、作業報酬下限額の増額による対象労働者に支払われる賃金等の増加分については、指定管理者が負担するものとします。

(13) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、業務の一部（清掃業務、警備業務等）を第三者に委託することができます。

業務を委託する場合は、市内中小企業（川崎市内に本社を有する業者）の活用に努めてください。

(14) その他

管理の基準及び範囲に関する詳細については、別途、市と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

11 指定管理者と川崎市のリスク分担

指定管理者と市のリスク分担は概ね以下のとおりとしますが、詳細は協定締結時に定めるものとします。

種 類	内 容	負 担	
		指定管理者	市
サービスリスク	サービスの質の変動に関するリスク	○	
利用者リスク	利用者数の変動に関するリスク	○	
収入リスク	収入の変動に関するリスク	○	
維持管理リスク	良好な施設状態の維持に関するリスク	○	
施設所有者リスク	事業期間中に必要な改修等を実施することに関するリスク		○
予算リスク	委託料等の予算確保に関するリスク		○
不可抗力リスク	地震等の自然災害や新型インフルエンザ等の感染症流行、暴動等の人為災害の発生に関するリスク	○ (※)	○ (※)
法令変更リスク	法令（税制を含む。）の変更に関するリスク	○	○
物価変動リスク	物価・金利の変動に伴う経費や収入の増加又は減少	○	
	予測不可能な物価・金利の変動により事業者の業務継続が困難となり、利用者へのサービスを中断せざるを得ない場合	協議	

※不可抗力の発生により、業務の継続が困難であると認められる場合、市と協議の上、業務の全部又は一部を停止することがあります。業務停止に伴う入場料等の逸失利益については、業務停止により指定管理者が負担を免れた費用や、保険等で補てんされた費用と相殺した額の範囲内において、市の負担リスクとなります。なお、自主事業に関する収入の減少は逸失利益に含みません。

12 管理責任者の指定

指定管理業務について、総括的な責任を持ち、利用者や外部に対してバーベキュー広場を代表する管理責任者を指定してください。

指定管理業務を行う際は、バーベキュー広場が指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を表示してください。

(表示例)

川崎市が設置した多摩川緑地バーベキュー広場は、指定管理者である〇〇〇株式会社が管理運営を行っています。

連絡先 指定管理者 〇〇〇株式会社 電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

13 応募に関すること

(1) 応募資格

次の条件を満たす法人その他の団体が応募することができます。

- ア 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者、又は破産者で復権を得ている者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されていない者
- ウ 本市から指名停止措置を受けていない者
- エ 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をしていない者

カ 本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者とされていない者

※ 排除措置の対象となる場合

（ア）法人等の役員等経営に関する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合

（イ）法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合

（ウ）法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合

（エ）法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合

（オ）法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

（2）応募者の形態

応募者は個人単位では認めず、株式会社、NPO法人、その他法人のほか、任意団体（複数の企業やNPO法人等により構成されている共同事業体を含む。）等であることを要します。共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表企業・団体を明記することとし、協定の締結にあたっては共同事業体の構成員全てを協定当事者としします。選定後の協議は代表企業・団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体構成員全てが負うこととしします。

（3）複数応募の禁止

単独で応募した法人等は、グループ応募の構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員になることもできません。

（4）グループ応募の構成員の変更

グループ応募の場合、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として認めません。ただし、グループを構成する法人等については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じ応募書類の再提出を求めます。

（5）現地見学会の開催

多摩川緑地バーベキュー広場の見学会を次のとおり開催します。

ア 開催日時：令和8年8月25日（火） 第1回：午後2時 第2回：午後3時30分

イ 場 所：多摩川緑地バーベキュー広場（高津区瀬田地内）

ウ 参加人数：各団体2名以内、ただし、共同事業体の場合には各構成員代表1名までは可とします。

エ 参加申込：現地見学会に参加する場合には令和8年8月21日（金）午後5時までに川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課（以下「事務局」とする。）宛て電子メールに「現地説明会参加申込書（様式7）」を添付してお申込みください。電話、FAXによる申込は受付しません。電子メール送信の際には、件名を「指定管理者現地見学会申込」とし、開封確認等で着信を確認してください。締切期限後に第1回から第2回までのいずれかに割り振らせていただき、来場時間を電子メールでお知らせします。また、当日会場で募集要項・仕様書等の資料は配布いたしませんので、本市のホームページから資料を印刷の上、持参してください。なお、締切期限を過ぎたものについては受け付けいたしませんので御注意ください。

（6）募集内容に関する質問事項の受付及び回答

募集内容に関する質問を受付けます。

ア 受付期間：令和8年8月20日（木）～8月26日（水）

イ 受付方法：「質問票（様式8）」により、事務局まで電子メールで連絡してください（電話、FAXによる質問には回答しません）。また、電子メール送信の際には、件名を「指定管理者募集質問事項」とし、

開封確認等で受信を確認してください。なお、締切期限を過ぎた質問については受付けませんので御注意ください。

ウ 回答方法：回答は、川崎市ホームページに令和8年9月1日（火）までに掲載します。

(7) 応募書類の提出

応募書類を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間：令和8年9月1日（火）～9月10日（木）

直接持参の場合は、午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時00分は除く。）

イ 受付場所：川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎17階

建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課

ウ 提出方法：「オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）」で提出するか、直接持参してください。「オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）」を利用する場合は、オンライン申請の上、所管課に事前連絡し、紙資料で正本1部を所管課に持参又は郵送（9月10日必着）で提出してください。直接持参する場合は、所管課に事前連絡し、正本1部、副本11部を直接お持ちください。また、様式の指定がある申請書類については、Word 及びExcel のデータを併せてCD-ROM 等で提出してください。

エ 提出様式：A4縦型様式またはA3横型様式（A3等の資料がある場合にはA4縦型に折込むこと）。表紙（応募施設名、応募団体名を記載）、目次（様式番号、資料名、ページ番号を記載）、資料の順序で並べ、左側2箇所穴を明け、ファイルにとじてください。資料中央下部にページ番号を記載してください。

14 応募書類

応募の際には次の書類を提出してください。

なお、指定期間の収支計画書（予算見積書）については、現行の消費税率を適用して作成してください。

応募書類については、川崎市ホームページからダウンロードしてください。

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

イ 事業者に関する書類

（ア）団体の概要（様式2-1、2-2）

（イ）共同事業体協定書兼委任状（様式3）

（ウ）宣誓書（様式4-1）

（エ）指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書（様式4-2）

（オ）コンプライアンス（法令順守）に関する申告書（様式4-3）

ウ 事業計画書（様式5-1～様式5-16）

エ 収支予算書（様式6-1～様式6-3）

オ 応募者関係書類（任意帳票、ただしA4サイズに編集するかA4サイズに折り込むこと）

（ア）団体の組織図（SPCの場合は個々の状況を併せて提出すること）

（イ）役員の名簿及び履歴書

（ウ）定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

（エ）事業計画書（指定管理者申請書を提出する日の属する事業年度及び翌事業年度）

（オ）収支予算書（同上）

（カ）事業報告書（指定管理者申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度）

（キ）財産目録（同上）

（ク）貸借対照表（指定管理者申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度を含む直近実績3年度分）

- (ケ) 損益計算書又は収支計算書（同上）
- (コ) 利益の処分又は損失の処理に関する議案（直近実績３年度分）
- (サ) 企業単体の減価償却明細表（同上）
- (シ) 連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近実績１年度分）
- (ス) 管理運営実績（過去３年間の類似施設）
- (セ) 法人の登記簿謄本
- (ソ) 法人税納税証明書、消費税納税証明書（過去３年間）
- (タ) 法人等が作成したパンフレット等

※（ク）～（シ）が提出できない場合は、様式６－１から様式６－３における数値の算出根拠となる資料を提出してください。また、連結決算を行っていない場合には（シ）の提出は不要です。

（２）留意事項

ア 共同事業体における構成団体の変更の禁止

共同事業体で応募する場合、応募後の構成員の変更は認めません。ただし、構成員の倒産、解散等特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上支障がないと市が判断した場合には、変更を可能とする場合があります。なお、変更が生じた際には、すみやかに変更の旨を事務局まで連絡してください。

イ 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

ウ 応募の辞退

申請書を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式９）を提出してください。（ただし、指定管理予定者になった後に、正当な事由なく辞退した場合は一定期間、指定管理者の応募を認めないことがあります。）

エ 虚偽の記載をした場合

応募書類に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

オ 応募書類の取扱い

応募書類は返却しません。市は、必要な場合には、提案書の内容を無償で利用できるものとします。なお、応募書類は、個人情報に関する情報を除き、情報公開の対象となります。

カ 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

キ その他

市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

15 選定に関すること

（１）選定方法

学識経験者等からなる「民間活用事業者選定評価委員会」において、応募者から提出された事業計画書等による提案に基づき審査を行い、その審査結果を参考に、市長が最終決定します。その後、議会の議決を経て、市が指定します。

民間活用事業者選定評価委員会での審査は、次の「審査の視点」を踏まえ、申請者の施設運営能力を多面的に把握して行います。

「審査の視点」

- ア 明確性：適切な用語・表現を用いて、わかり易く論理的に説明されていること
- イ 魅力度：提案内容が魅力的又は妥当なものであること。
- ウ 具体性：抽象論ではなく具体的・客観的な提案となっていること。
- エ 実現性：提案内容を確実に実施できることが論証されていること。
- オ 独自性：他の申請者と差別化できる内容となっていること。

カ 一貫性：提案内容全体が統一されていること。

(2) 選定基準

別紙1「多摩川緑地バーベキュー広場指定管理における選定基準及び配点」に基づき審査を行います。

(3) 選定手続

ア 資格審査

申請資格について審査します。

イ 書類審査

民間活用事業者選定評価委員会委員が、申請書類等の内容について審査します。必要に応じて書類内容の確認を行う場合があります。

ウ プレゼンテーション

(ア) 実施日時 令和8年10月9日(金)

民間活用事業者選定評価委員会の中で、提案内容のプレゼンテーションを実施していただきます。詳細等については、別途調整の上、申請団体に御連絡します。

(イ) 実施場所

川崎市役所本庁舎17階 会議室 川崎区宮本町1番地

(ウ) 実施方法

民間活用事業者選定評価委員会委員が、団体の代表者に対し、申請書類等の内容や団体の経営状況などについてヒアリングを行います。

民間活用事業者選定評価委員会（敬称略、50音順）

氏名	所属
大沢 昌玄	日本大学理工学部教授
佐藤 卓	中小企業診断士
前田 成東	東海大学名誉教授
水庭 千鶴子	東京農業大学地域環境科学部教授
渡邊 仁	公認会計士

※本件の募集に伴い、指定管理予定者の審査に係る当該選定評価委員会に対して、本件についての接触を禁じます。また、接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

(4) 審査結果等の通知及び公表

選定結果は、申請団体に対して書面にて通知します。また、選定結果（申請団体名、指定管理予定者の概要、指定管理予定者として選定された団体の主な提案内容、審査結果等）は市ホームページにおいて公表します。

(5) 指定管理予定者について

ア 選定の結果選出された第1順位の指定管理予定者が理由なく調整に応じない場合は、市は調整を打ち切ることとし、第1順位の指定管理予定者に通知を行うとともに、第2順位の指定管理予定者と調整に入ります。

イ 次の場合に該当し、第1順位の者が指定管理予定者としての資格を取り消されたときは、第2順位の者を指定管理予定者とし、協定の締結に向けた協議を行います。

(ア) 指定管理者に指定することが不相当と認められる事情が生じたとき。

(イ) 協定の締結に向けた協議が整わないと認められるとき。

(6) スケジュール

項 目	日 程
募集要項の配布	令和8年 8月10日(月)～9月10日(木)

募集内容に関する質問受付	令和8年 8月20日(木)～8月26日(水)
現地見学会	令和8年 8月25日(火) 午後2時～
募集内容に関する質問への回答	令和8年 9月 1日(火)
応募書類受付	令和8年 9月 1日(火)～9月10日(木)
指定管理者評価選定委員会による審査	令和8年10月 9日(金)
指定管理予定者決定・選定結果の通知	令和8年10月中旬～下旬
指定管理者の指定	令和8年12月議会
協定の締結	令和8年度中
指定管理者による管理の開始	令和9年4月1日

※ 応募者数等の事情により前後することがあります。

(7) その他

- ア 応募者が1者の場合でも審査を行い、指定管理者としての適否を判断します。
- イ 提出された資料の内容に関し、追加資料の提出を求めることがあります。

16 協定に関すること

(1) 協定の締結

市は、指定管理者と協議を行い、協議成立後、指定期間中の包括的な事項を定める基本協定を締結します。また、各年度の実施事項を定める年度協定を締結します。協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

(2) 協定書の主な内容

- ア 協定の有効期間、管理業務に関する事項
- イ 事業計画及び事業報告書等に関する事項
- ウ 管理者の配置、原状変更、事故等に関する事項
- エ 施設、設備、物品の管理に関する事項
- オ 管理に要する費用及び支払に関する事項
- カ 利用許可(使用許可)に関する事項
- キ 引継ぎに関する事項
- ク 情報の公開に関する事項
- ケ 管理を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 情報セキュリティに関する事項
- サ 損害賠償に関する事項
- シ リスク分担に関する事項
- ス 不十分な業務の実施に対する事項
- セ 指定の取消及び管理の業務の停止に関する事項
- ソ モニタリング・評価に関する事項
- タ 行政手続の準用に関する事項
- チ 作業報酬の支払に関する事項
- ツ コンプライアンスに関する事項
- テ 業務の継続性の確保に関する事項
- ト 利用料金に関する事項
- ナ 履行保証や契約保証金に関する事項
- ニ 保険の付保に関する事項
- ヌ その他市長が必要と認める事項

(3) モニタリング及び事業評価

市は、指定期間中にモニタリング及び事業評価を実施します。

ア 事業報告書の提出

指定管理者は毎年度事業報告書を作成し、市へ提出するものとします。

イ モニタリングの実施

市は指定管理者の業務の遂行や実績を確認するため、指定管理者自身によるセルフモニタリング及び市によるモニタリングを行います。モニタリングや評価の結果、業務が仕様書等の水準を満たしていないときは、指定管理者に対して是正や改善を指示し、これに従わないとき又は業務継続が適当でないと市が認めるときは、業務の一部又は全部を停止し、指定の取消を行います。

ウ 管理状況の評価及び評価結果の公表

市は、事業報告書等をもとに、指定管理者が事業計画書に基づき提供した業務の適正な実施及びその水準を確認するため、実績評価を行います。また、事業報告書及び評価結果について公表します。

エ 実績評価の反映

上記「ウ」による毎年度の評価結果を、選定時の評価に反映します。

指定期間中の最終年度を除く毎年度の評価結果の「評価ランク」ごとに定める「実績反映」の割合を合計し、評価を行った年数で除して平均割合を求め、それを選定時の総配点に乗じて得られる点を「実績評価点」として加減点します。

【反映の例】指定期間5年のケース

- ・評価ランク：1年目→C、2年目→B、3年目→C、4年目→B
- ・選定時の総配点：100点の場合

1年目→C 0%	(0%+5%+0%+5%)÷4(年間)=+2.5%
2年目→B +5%	
3年目→C 0%	
4年目→B +5%	
5年目→最終年度は、選定期間以降に評価が行われるため未算入	

⇒総配点100点×(+2.5%) = 2.5点を「実績評価点」として加点する。

評価ランク	A	B	C	D	E
実績反映	+10%	+5%	0%	-5%	-10%

17 その他の事項

(1) 指定の取消し及び管理業務の停止

市は指定管理者が指示に従わないとき、又は当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(2) 業務の継続が困難となった場合

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、すみやかに市に報告してください。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市が行う業務の改善勧告に従わない場合等、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、市は指定の取消し又は業務の全部（一部を含む）の停止をすることができるものとします。その場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うも

のとします。なお、新たな指定管理者を選定するまでは市の監督の下で業務を継続する義務があります。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合には、事業継続の可否について協議するものとします。

(3) その他疑義が生じた場合等の対応

協定書解釈に疑義が生じた場合又は協定書の定めのない事項が生じた場合については、市及び指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

18 問合せ先

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎17階

電話：044-200-2268 FAX：044-200-3973

e-mail：53mityo@city.kawasaki.jp